

次世代育成支援対策推進法に基づく
一般事業主行動計画

社会福祉法人 黒潮会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 7月 1日～令和 4年 3月31日まで

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 令和 2年 7月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
職員全体に周知を行い、利用促進を図る。